社会福祉法人広島県リハビリテーション協会
訪問介護事業所ときわ
重要事項説明書（訪問介護サービス）

令和８年６月１日改定

１．当事業所が提供する訪問介護についての相談窓口

電話　：　０８２－４３１－６０８０
担当　：　サービス提供責任者
時間　：　８時３０分 ～ １７時３０分
◎ご不明な点は、なんでもお尋ねください◎

２．事業の目的と運営方針

要介護状態にある利用者に対し、適正な訪問介護を提供することにより、介護保険法等の趣旨に沿って、利用者の意思及び人格を尊重し、訪問介護計画に基づき、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄及び食事等の介護、その他生活全般にわたる援助を行います。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療及び福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

３．事業者の内容

(1) 訪問介護事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	訪問介護事業所ときわ
指定番号	３４７２５０１８７７
所在地	広島県東広島市西条西本町２４番１７号
管理者	吉岡　真美
電話番号	０８２－４３１－６０８０
ＦＡＸ番号	０８２－４３１－６０８１
事業の実施地域	東広島市西条町、八本松町、志和町、高屋町及び黒瀬町

(2) 事業所の従業者体制

管理者	１人（常勤兼務）
サービス提供責任者	２人（常勤兼務）
訪問介護員	３人以上

(3) 訪問時間等

営業日	月曜日～金曜日（8/13～15、12/30～1/2 を除く）
営業時間	８時３０分～１７時３０分 営業時間外は可能範囲で対応します。

４．サービスの内容

(1) 身体介護

食 事 介 助　：　食事の介助で、全面介助、一部介助又は見守りを行います。配膳から下膳まで含まれます。

入 浴 介 助　：　浴室への誘導や見守り、入浴中の洗身等を行います。ただし、本人が全く自力で移動できない場合等には、訪問入浴サービス等の他のサービスが必要です。

排 泄 介 助　：　おむつ交換、採尿器や差し込み便器の介助、トイレやポータブルトイレへの移動介助又は見守り、誘導を行います。

清　　拭　：　身体を清潔に保つため、全身又は部分的に身体を拭きます。

体 位 変 換　：　褥創防止のために、一日何回か体位変換を行う際の介助を行います。

着 脱 介 助　：　衣服の着脱の介助を行います。利用者が自分で行えるように配慮しながら行います。

整 容 介 助　：　身繕いを介助します。整髪、美容、爪切り等が含まれます。

通院等介助　：　通院等の介助を行います。

(2) 生活援助

買　　物　：　日用品や食料品など生活必需品の買物を行います。買物に伴う金銭管理には十分注意し、常に利用者の確認を得ながら行います。利用者宅から買物に出かけることが原則ですが、派遣時間との関係等により訪問前に買物を行う場合には、利用者やサービス提供責任者等と十分相談し、買物の内容や金銭管理について確認のうえ行います。

調　　理　：　利用者のための食事の調理、配膳、食後の片付け、食品の管理を行います。利用者以外のご家族等の食事の調理はできません。

掃　　除　：　居室等の掃除、布団干し、日用生活用品等の整理整頓等を行います居室等とは、利用者が日常生活に使用されている部屋、台所、トイレ、風呂場等です。

洗　　濯　：　日常的な衣類の洗濯、乾燥、洗濯物の取り込み整理、小物のアイロンがけのほか、ボタン付けや衣類のほつれの修繕など、専門的技術が必要なく、短時間でできる範囲の補修です。

衣 類 入 替　：　季節の変わり目における衣服の入れ替え、寝具の交換等を行います。

５．ご利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。

介護保険での給付サービスを利用する場合の利用者負担額は、介護保険負担割合証の負担割合(1 割又は２割又は３割)となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、基本料金の全額が自己負担となります。

(1) 基本料金

身体介護		
提供時間	単位数（1 回）	基本利用料金（単位数×10.21）
20 分未満	163 単位	1,664 円
20 分以上 30 分未満	244 単位	2,491 円
30 分以上 1 時間未満	387 単位	3,951 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	567 単位	5,789 円
以降 30 分増すごとに算定	82 単位	837 円
生活援助		
提供時間	単位数（1 回）	基本利用料金（単位数×10.21）
20 分以上 45 分未満	179 単位	1,827 円
45 分以上	220 単位	2,246 円
身体介護に引き続き生活援助を行った場合	65 単位	663 円

・東広島市は地域区分が７級地であり、単位数に 10.21 をかけて料金を算定させていただいております。

(2) 加算

要件を満たす場合は上記の基本料金に以下の料金が加算されます。

ア　初回加算（200 単位）
　初めてのご利用月もしくは過去２月に当該事業所から訪問介護の提供を受けていない場合

イ　介護職員等処遇改善加算Ⅱロ（基本料金の 26.6%）
　当該加算の算定要件を満たす場合

ウ　夜間早朝加算（18:00～22:00、6:00～8:00：基本料金の 25%）

エ　深夜加算（22:00～6:00：基本料金の 50%）

(3) 地域区分

事業所が所在する地域などを考慮し、平均的内容の額を勘案して設定されます。（都市と地方での人件費の差など）

(4) その他の費用

通常の事業実施地域以外への訪問介護サービス提供は基本おこなっておりませが、事情によりサービス提供した場合は、別途交通費が生じます。

６．サービスご利用に当たってのお願い事項など

(1) 利用者の体調に変化があった際には、事業所にご一報ください。

(2) 事業所では、原則として利用者宅の鍵のお預かりはいたしません。鍵の取り扱いについては、利用者又はご家族の方と相談させていただきます。

(3) 従業者に対する贈物や飲食のおもてなしは、お受けできません。

７．非常災害対策

事業所は、非常災害時においては、利用者の安全確保を第一とし、迅速適切な対応に努めます。また、事業所は、非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、従業者等に対し必要な訓練等を行います。

８．業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めます。

(1) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要時応じて業務継続計画の変更を行います。

９．緊急時の対応

事業所は、現に第１号訪問事業を行っている時に、利用者の健康状態が急変した場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに、主治医への連絡等必要な措置を講じます。

10．事故発生時の対応並びに損害賠償

事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行います。

11．虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護及び虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者は、管理者の吉岡真美とします。

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や支援技術の向上に努めます。

(4) 従業者が業務に当たっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(5) 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、市町に通報します。

12. 守秘義務に関する対策

事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者又はそのご家族の秘密を、契約期間中も、契約終了後も、また従業者退職後も洩らさないことをお約束いたします。

事業者は、関係機関、医療機関に対して利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。

13. 利用者の人権尊重

事業所は、利用者の人権及びプライバシー保護のためのマニュアルを整備し、従業者に対し研修を行うとともに、従業者は、利用者に対して、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任をもって接遇します。

14. 衛生管理

事業所は、感染症の発生及び蔓延防止のためのマニュアルを整備し、従業者に対し研修を行うとともに、事業所及び従業者は、感染症の発生及び蔓延防止のために必要な措置を講じます。

15. 身体拘束の禁止

事業所は、原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことをお約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に利用者及びご家族の方に十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

16. 職場におけるハラスメントの防止

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

17. 苦情相談窓口

※利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口及び苦情解決責任者はサービス提供責任者兼管理者の吉岡真美とします。

利用時間 ： 月曜日から金曜日　8:30 ～ 17:30（祝日・祭日・年末年始を除く）

電話番号 ： 082－431－6080

※第三者委員に苦情を申し出ることができます。

氏　　名	田原　照美
住　　所	東広島市八本松町原5686番地
所　　属	民生児童委員
電　話　番　号	082－429－0456

氏　　名	呼川　法利子
住　　所	東広島市黒瀬町南方1689-2
所　　属	
電　話　番　号	0823－83－0487

※次の公的機関においても、苦情申し出ができます。

機　関　名	東広島市役所　健康福祉部　介護保険課
住　　所	東広島市西条栄町8-29　本館2F
電　話　番　号	082－420－0937
F A X 番　号	082－422－6851
開　庁　日	月曜日から金曜日まで（祝日・祭日・年末年始を除く） 8時30分から17時15分まで

機　関　名	広島県国民健康保険団体連合会　介護福祉課
住　　所	広島市中区東白島町 19-49　国保会館
電　話　番　号	082－554－0783
開　庁　日	月曜日から金曜日まで（祝日・祭日・年末年始を除く） 8時30分から17時15分まで

18. 協力医療機関

事業者は、下記の医療機関と提携し、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応ができるようにしています。

医 療 機 関 名	西条中央病院
住　　所	東広島市西条昭和町 12-40
電　話　番　号	082－423－3050

19. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問介護員は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

ア　医療行為及び医療補助行為

イ　各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い

ウ　利用者以外の方への支援提供（掃除、食事の提供など）

(2) 訪問介護員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) ご本人及びご家族がインフルエンザ、ノロウィルス等の感染症に罹患された場合には、当事業所の担当者までお早めにご連絡ください。訪問介護員は複数の利用者宅へ訪問支援しているので、他利用者様への感染蔓延を防止するために、訪問介護サ

ービスは中止させていただきます。なお特別な理由がありサービス継続が必要な方につきましてはご相談させていただきます。

(4) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなった時は出来るだけや早めに担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

20. 第三者評価

第三者評価の実施状況（　有　・　(無)　）

（実施年月日）令和　　年　　月　　日　　（評価機関）＿＿＿＿＿＿＿＿

（評価結果）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和　　年　　月　　日

指定障害福祉サービスの訪問介護の開始に当たり、利用者様に対して本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

＜事業所＞

所在地　　広島県東広島市西条西本町２４番１７号
事業所名　　訪問介護事業所ときわ
指定番号　　３４１２５００５２６
管理者名　　吉岡　真美　　㊞
説 明 者　　㊞

私は、本書面により、事業者から指定障害福祉サービスの訪問介護について重要な事項の説明を受け同意しました。また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

〈利用者〉

住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

〈利用者代理人（選任した場合）〉

（署名代行者）住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

続　柄 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞